

令和7年度独立行政法人北方領土問題対策協会調達等合理化計画自己評価

事 項	自 己 評 価
1. 調達の現状と要因の分析	<p>(1) 令和7年度の契約状況</p> <p>契約件数は19件、契約金額は329,396千円(単価契約含む)であり、このうち競争性のある契約は16件(84.2%)・173,428千円(52.7%)、競争性のない契約は3件(15.8%)・155,968千円(47.3%)であった。</p> <p>競争性のある契約は、戦後80年節目啓発事業の実施や船舶「えとぴりか」の一般公開等に関する啓発事業関連が中心で、前年度に比して、件数は3件増加の16件であり、金額は約81,000千円増加した。</p> <p>競争性のない契約は、四島交流等事業の使用船舶関連が2件(①「四島交流等の実施及び後継船舶の確保に関する方針(関係閣僚申合せ)、船舶「えとぴりか」の長期傭船協定」に基づく傭船及び運航委託業務、②船舶「えとぴりか」の試験運航等に係る運航委託業務)であり、残る1件は財務諸表等の監査契約(令和5年度に一般競争入札・総合評価落札方式により複数年契約を締結し、2年目以降は随意契約を締結)であった。前年度に比して、件数は2件減少し、金額も約13,000千円減少した。</p> <p>(2) 一者応札・応募の状況</p> <p>「1者応札、1者応募にかかる改善方策」に従い、公告期間の長期確保や仕様書の改善などを図った結果として、契約件数16件のうち1者応札・応募に該当する契約はなかった。引き続き、1者応札とならないよう取組を行い、真に競争性が確保されるよう努める。</p>
2. 重点的に取り組む分野	<p>啓発施設等に関する調達については、遠隔地での調達であることなどを踏まえ、地元関係機関等の理解と協力を得て、公告、説明会及び開札場所等の検討を行い、コストの節減、参入の拡大に努めることとし、令和7年度においては、「北方館エアコン設置工事」及び「北方領土関連事業関係者待機所等設置工事外」を根室市に、「別海北方展望塔エアコン設置工事」を別海町に、「羅臼国後展望塔エアコン設置工事」を羅臼町に事務委任し、実施した。</p> <p>入札説明書の(仕様書を含む)の電子交付を引き続き実施し、応札者や応募者を増やすための取組を行った。</p> <p>「1者応札、1者応募にかかる改善方策」に従い、公告期間の長期確保や仕様書の改善等を図った結果、令和7年度における1者応札・応募に該当する契約はなかった。</p> <p>引き続き、企画期間、見積期間を十分確保するなど、「1者応札、1者応募にかかる改善方策」を徹底し、真に競争性が確保されるよう努める。</p>

事 項	自 己 評 価
3. 調達に関するガバナンスの徹底	<p>(1) 随意契約に関する内部統制の確立</p> <p>随意契約は、上述のとおり、1. (1)の競争性のない契約3件(四島交流等事業の使用船舶関連2件、監査契約1件)であったが、政府等から発せられた独立行政法人に対する随意契約等に関する通達及び調達等合理化計画、契約監視委員会の点検・見直し結果を踏まえ、競争性のある調達手続の実施に努めた。</p> <p>(2) 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組</p> <p>不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組として、適切な契約事務を行うため、随意契約要件、一般競争入札における公告期間・公告方法等、指名競争入札の限度額、予定価格の作成・省略、総合評価方式や複数年契約などについて、国と同様の基準の会計規程、契約事務取扱細則等の内部規程に定めて契約事務の適正化に引き続き取り組んだ。</p> <p>契約事務の審査機関として、随意契約審査委員会、総合評価審査委員会、外部有識者等で構成される契約監視委員会などの審査組織を活用するなど、会計事務の審査体制の整備等が適切に実施されるよう体制の整備を行っている。</p> <p>また、協会にて契約及び支払を行う際には、受託事業者を監督・審査する各事業担当と支出を行う会計担当が事務処理の各段階において相互にチェックを行い、会計事務が適正に執行される審査体制をとっている。</p> <p>これらに基づき、内部決裁により十分審査するとともに、監事からは、定期的に監査を受けるなど継続的な検証を行い、その結果を、理事長に報告するなど、審査体制の実効性が確保されるよう努めている。</p> <p>なお、監事監査では、入札や契約行為が規程に従い適正に実施されているかどうか、契約書等の関係資料のチェックや会計執行者等への聞き取りなどを実施している。また、会計監査人からは財務諸表監査の枠内においてチェックを受けている。</p>
4. 自己評価の実施	<p>上記のとおり、調達状況を分析するとともに、重点的に取り組む分野及び調達に関するガバナンスの徹底について取り組み、公平性・透明性の確保に努めている。</p>
5. 推進体制	<p>(1) 推進体制</p> <p>本計画に定める各事項を着実に実施するため、理事長を責任者とし、調達等合理化の検討を行うとともに、役職員による事務局(事務所)連絡会議等の場においても、調達等の合理化に取り組んだ。なお、推進体制は以下のとおりとなっている。</p> <p>総括責任者 理事長</p> <p>副総括責任者 事務局長</p> <p>メンバー 札幌事務所長、総務課長、各グループ上席専門官</p> <p>(2) 契約監視委員会の活用</p> <p>監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、調達等合理化計画の策定及び点検を行うとともに、当該年度の契約案件の事後点検等を行い、その審議概要を公表した。</p>